

都道府県	市区町村	1 令和6年度就学援助制度の実施について 2 新入学児童生徒学用品費等の入学前支給（要保護及び事業保護）																											
		令和6年7月時点の市区町村の実施（検討）状況（あてはまるもの1つに○）																											
		<中学校>（1）実施・検討状況について ア 入学前支給を行っている イ 入学前支給を行っていないが、現在検討している ウ 入学前支給を行っていないが、現在検討していない エ. その他 オ. その他 カ. その他		<中学校>（2）（1）の力の内容		<中学校>（3）（1）でアと回答した場合は入学前支給を導入した時期、イと回答した場合は導入開始を検討（予定）している時期 ア. 令和5年度（令和6年度新入学分）以前 イ. 令和6年度（令和6年度新入学分） ウ. 令和7年度（令和7年度新入学分）以降 エ. 未定				<中学校>（4）（1）でアと回答した場合、支給した時期（複数回支給している場合は最初の時期） ア. 8月 イ. 9月 ウ. 10月 エ. 11月 オ. 12月 カ. 1月 キ. 2月 ク. 3月 ケ. 4月初旬（入学式前）				<中学校>（5）（1）でウと回答した場合のその理由（あてはまるものを全てに○） ア. 予算の確保が困難から イ. 規則に準拠しているが、手続が煩雑なため、対応が困難から ウ. 認定基準に準拠しているが、手続が煩雑なため、対応が困難から エ. 入学前支給は、自費負担となるため、実施が困難から オ. その他				<中学校>（6）（5）のエ及びオの内容											
19	19	18	0	0	0	0	0	1	1	18	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	4	13	0	0	0	0	0	0	0
石川県	金沢市	○								○												○							
石川県	七尾市	○								○											○								
石川県	小松市	○								○												○							
石川県	輪島市	○								○												○							
石川県	珠洲市	○								○												○							
石川県	加賀市	○								○											○								
石川県	羽咋市	○								○												○							
石川県	かほく市	○								○												○							
石川県	白山市	○								○												○							
石川県	能美市	○								○												○							
石川県	野々市市	○								○								○											
石川県	川北町	○								○												○							
石川県	津幡町	○								○											○								
石川県	内灘町	○								○												○							
石川県	志賀町	○								○											○								
石川県	宝達志水町	○								○												○							
石川県	中能登町	○								○												○							
石川県	穴水町								○	入学前支給を行っているが、希望者はいない。																			
石川県	能登町	○								○												○							

		1 令和6年度就学援助制度の実施について																											4. 就学援助率	
		3. 就学援助制度の根拠規定・認定基準について																												
		(1) 令和6年度当初における必要保護の認定基準(該当するもの全てに○)																												
都道府県	市区町村	ア 生活保護法に基づく保護の停止または廃止	イ 市区町村住民税の非課税	ウ 市区町村住民税の減免	エ 国民年金保険料の免除	オ 国民健康保険法の保険料の減免または徴収の猶予	カ 児童扶養手当の支給	キ 保護者が職業安定所登録日雇労働者	ク PTA会費、学級費等の学校納付金の減免が行われている者	ケ 個人の事業税の減免	コ 固定資産税の減免	サ 学校納付金の納付状況の悪い者、昼食、給食、給服等が悪い者又は学用品、通学用品等に不自由している者等で保護者の生活状況がきわめて悪いと認められるもの	シ 経済的な理由による欠席が多い者	ス 保護者の職業が不安定で、生活状況が悪いと認められる者	セ 生活福祉資金による貸付け	ソ 生活保護の基準額に一定の係数を掛けたもの(生活保護の基準額が変更となる(例、生活保護の1.3倍、1.5倍等)を(4)等)に記入してください。)	タ 生活保護の基準額に一定の係数を掛けたもの(例、生活保護の1.3倍、1.5倍等)を(4)に記入し、コメント欄を(5)に記入してください。)	チ 特別支援教育助産費等の要給副等(例、課税最低限度額に一定の係数を掛けたもの(例、課税最低限度額の1.0倍、1.5倍等)を(4)に記入し、コメント欄を(5)に記入してください。)	ツ 市区町村税(所得、固定資産税、住民税)の均等割又は家計が急変した者	テ 療育や病気等の理由により、家計が急変した者	ト、その他	(2) (1)でソ、タ又はセをした場合、生活保護基準額等に掛ける係数(倍率)	(3) (1)でツにした場合、市区町村税最低限度額に掛ける係数(倍率)	(4) (1)でトと回答した場合、その他の基準の内容		(5) 補足事項		令和5年度		
														係数(倍率)	係数(倍率)															
														倍	倍															
19	19	16	15	15	16	16	17	10	2	14	16	4	3	5	13	5	4	9	0	0	3	18	0	3		1	19			
石川県	金沢市	○		○	○	○		○			○	○					○						1.3				15%未満			
石川県	七尾市																	○					1.3				10%未満			
石川県	小松市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○						1.3				15%未満			
石川県	輪島市	○	○	○	○	○	○	○		○	○			○			○						1.3				20%未満			
石川県	珠洲市																○						1.3				10%未満			
石川県	加賀市	○	○	○	○	○	○			○	○			○			○						1.3				15%未満			
石川県	羽咋市	○	○	○	○	○	○	○		○	○			○			○						1.3				10%未満			
石川県	かほく市	○	○	○	○	○	○	○		○	○				○	○							1.3				15%未満			
石川県	白山市	○	○		○	○	○			○	○				○		○						1.3				20%未満			
石川県	能美市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○		○			1.3	その他経済的にお困りの方			10%未満			
石川県	野々市市	○	○	○	○	○	○	○		○	○	○	○	○	○	○	○				○		1.3	保護者等が災害、事故、疾病等によりその世帯の生計に著しい変化を生じ、生活が困難と認められる者			15%未満			
石川県	川北町						○																				5%未満			
石川県	津幡町	○	○	○	○	○	○			○	○			○	○	○							1.3				10%未満			
石川県	内灘町	○	○	○	○	○	○	○		○	○						○				○		1.3	①被災により、家計が急変した者(地震による避難や助め先の被災によって、主に収入がある世帯員の離職・休職・収入の増減があり、家計が急変している場合)②被災により、罹災証明が発行されており、「半壊」以上となっている者			15%未満			
石川県	志賀町	○	○	○	○	○	○				○					○							1.3				10%未満			
石川県	宝達志水町	○	○	○	○	○	○				○							○					1.3				10%未満			
石川県	中能登町	○	○	○	○	○	○	○		○	○				○	○							1.3				10%未満			
石川県	穴水町	○	○	○	○	○	○	○		○	○				○	○							1.3				10%未満			
石川県	能登町	○	○	○	○	○	○	○		○	○				○		○						1.3	原則は学校教育法第16条に定める「親権者」としているが、町で定める規則には親権者の定義について直接記載していない。			10%未満			

[illegible]

